

## 沼津市営住宅条例の一部を改正する条例案に係る パブリック・コメントの実施

### 要 旨

少子高齢化等の進展により、単身世帯の増加など世帯の変化が進む中で、市営住宅が住宅セーフティネットとしての役割を果たすことができるよう、国からの要請を踏まえ、入居手続における連帯保証人の廃止や単身入居者の下限年齢廃止などの入居基準を見直しを行い、沼津市営住宅条例の改正を行うこととしました。

つきましては、改正案に対する市民等の皆様からのご意見を募集いたします。

### 概 要

#### 1 パブリック・コメントの実施期間

令和5年12月15日(金)から令和6年1月15日(月)

※郵送の場合、当日消印有効

#### 2 資料の閲覧場所

- ・沼津市ホームページ(「ホーム」→「市政情報」→「パブリック・コメント」)
- ・沼津市役所(6階 住宅営繕課、2階 生活安心課)
- ・市内各市民窓口事務所
- ・沼津市立図書館

#### 3 意見提出方法

- ・様式は問いません。
- ・表題「沼津市営住宅条例の一部を改正する条例案についての意見」と明記してください。
- ・住所、氏名、電話番号、意見内容を記入し、郵送、FAX、直接持参、または電子メールにて提出してください。

※なお、電話や口頭での意見の受付はいたしません。

#### 4 意見を提出できる方の範囲

- ・市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者、市内に事務所または事業所を有する個人及び法人、その他本案件について利害関係を有する者

### お問い合わせ先

沼津市役所 建設部 住宅営繕課市営 住宅管理係  
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1  
電話: 055-934-4792 FAX: 055-934-2598  
メールアドレス: eizen@city.numazu.lg.jp